

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年9月14日（平成29年（行情）諮問第369号）

答申日：平成30年11月12日（平成30年度（行情）答申第311号）

事件名：「日米行政協定第17条（刑事裁判権）改正交渉に係る資料の公開について」等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

次に掲げる2文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

文書13 日米行政協定第17条（刑事裁判権）改正交渉に係る資料の公開について（平成23年7月26日）

文書16 米軍人等に対する刑事裁判権放棄に係る「密約」問題（1953年の日米行政協定改正交渉関係資料の公開：法務省との意見交換）（平成22年9月6日）

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月12日付け情報公開第00336号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、文書13及び文書16（本件対象文書）の不開示決定の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 外務省は、本件対象文書の一部について、「公にしないことを前提としたわが国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国等との信頼関係を損なうおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある」として、法5条3号及び5号の規定に基づいて不開示と決定した。
- (2) しかし、法は「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」（1条）ことを目的にしており、行政機

関の長は開示請求者に対し、原則として当該行政文書を開示しなければならないと定めている（5条）。

- (3) 審査請求人は、外務省が平成23年8月に行った「1953年の日米行政協定第17条改正交渉に係る外交記録及び関連資料の公表」の意思決定に至る過程を検証したいと考え、本件に係る開示請求を行った。そして、本件対象文書の不開示部分は、本件対象文書の性格から推察するに、公にしたとしても、国の安全が害されるおそれ、米国等との信頼関係を損なうおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれ、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとまではいえず、法5条3号及び5号の規定には該当しない可能性が高いと考えている。よって、本件対象文書の不開示部分の決定を取り消し、開示するよう求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

外務省は、平成29年1月16日付けで審査請求人から受理した開示請求「平成23年8月に外務省が行った『1953年の日米行政協定第17条改正交渉に係る外交記録及び関連資料の公表』に係って、政府内での検討および米側との協議の過程で作成・取得した文書全て（外務省のホームページで公表されている文書は除く）」に対し、19件の文書を特定し、一部の文書を部分開示とする原処分を行った（平成29年5月12日付け情報公開第00336号）。

これに対し、審査請求人は、平成29年6月12日付けで、部分開示とされた「日米行政協定第17条（刑事裁判権）改正交渉に係る資料の公開について（平成23年7月26日）」（文書13）及び「米軍人等に対する刑事裁判権放棄に係る『密約』問題（1953年の日米行政協定改正交渉関係資料の公開：法務省との意見交換）（平成22年9月6日）」（文書16）に係る同決定を取り消し、不開示部分の開示を求めて、本件審査請求を行った。

#### 2 本件対象文書について

文書13は、日米行政協定17条（刑事裁判権）改正交渉に係る資料の公開の経緯に関する文書、文書16は、1953年の日米行政協定改正交渉の公開に向けて、法務省と協議した際の記録及び関連資料である。

#### 3 本件対象文書を不開示とした理由について

##### (1) 文書13

3頁目の11行目から14行目、15行目の3文字目から20文字目、17行目の32文字目から35文字目及び18行目の1文字目から5文字目については、日米行政協定17条（刑事裁判権）改正交渉に係る資料の公開に当たって、日米合同委員会におけるやり取りを念頭に、

政府部内での率直な意見交換の内容が記述され、政府部内でやり取りを公表しないことを前提に当時調整途上にあった内容が含まれている。また、22行目の23文字目から36文字目及び23行目の1文字目から7文字目、23行目の13文字目から21文字目、24行目の34文字目から37文字目及び25行目の1文字目から3文字目については、米側との率直な意見交換による調整過程及び調整ルートがつぶさに記述されている。平成23年に関連文書を公開した際は、複雑な国内及び対米調整過程を経て、日米合同委員会において日米双方の確認を得た上で、各種文書や合同委員会における日米双方の発言の公表に至ったものであるが、同調整過程までをもつぶさに公表することを前提として調整がなされたものではない。

日米合同委員会では、その内容が公表されないことを前提に、日米地位協定の実施に関し協議を必要とする全ての事項に関して忌憚ない協議や意見交換を行っているが、かかる協議によって、在日米軍施設・区域をめぐる諸問題に日米両政府が迅速かつ効果的に対応することが可能となっており、米軍の我が国における安定的駐留と円滑な活動を確保する上で極めて重要な要素となっていることを踏まえれば、かかる内容を公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるほか、政府内での調整過程を明らかにすることにより、今後、我が国が対米交渉や国内調整を行う上で支障を来すおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当し、引き続き不開示とすることが適当である。

6頁目は警察庁の前身である国家地方警察本部の刑事事件に関する資料であり、個人の氏名、住所及び年齢は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当し、不開示を維持することが妥当である。

同文書のその余の不開示部分については、法5条3号又は5号に該当するとして不開示としたが、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

## (2) 文書16

同文書の不開示箇所は、1953年の日米行政協定改正交渉関係資料の公開に向けて、法務省との間で必要な対応ぶりを検討するに当たり、米国政府の姿勢について評価した上で、今後の米国政府との交渉方針及び政府部内での調整方針等について協議した際の記録である。かかる公にしないことを前提とした、個人的な認識も交えた率直な意見交換の内容が公開されることとなれば、今後、関係省庁との間の円滑な政策調整が阻害されるとともに、米国との信頼関係を損ない、在日米軍の安定的な駐留に支障を来し、国の安全に悪影響を及ぼすおそれがあることか

ら、法5条3号及び5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、文書13及び文書16に関し、「文書の性格から推察するに、公にしたとしても、国の安全が害されるおそれ、米国等との信頼関係を損なうおそれ、他国との交渉上の不利益を被るおそれ、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとまではいえず、」法5条3号及び5号には該当しないことから、当該文書に係る原決定を取り消し、開示すべき旨主張する。

しかしながら、上記3のとおり、外務省は法5条各号に照らして文書を慎重に審査しており、審査請求人の主張には理由がない。

#### 5 結論

上記の論拠に基づき、文書13については一部追加開示とした上で、その余については原決定を維持することが適当であると判断する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年9月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月10日 審議
- ④ 平成30年10月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月8日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書13及び文書16である。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求める旨主張するが、審査請求の理由に鑑みれば、具体的には本件対象文書のうち、法5条3号及び5号該当により不開示とした部分の開示を求めるものと解される。

諮問庁は、当該不開示部分のうち、上記第3の3(1)において開示するとした部分を除く部分(以下「本件不開示部分」という。)については法5条3号及び5号に該当し、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 不開示情報該当性について

##### (1) 法5条3号該当性について

本件不開示部分のうち、文書13の3枚目17行目、18行目及び22行目ないし25行目並びに文書16の1枚目本文下から1行目及び2枚目1行目ないし17行目の不開示部分には、日米行政協定17条改正交渉に係る資料の公開に至るまでの日米間の調整過程及び日本側の交渉

方針等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、米国との間で公表することが前提とされていない日米間の協議の途中経過や当該協議に関連する日本側の交渉方針等が明らかとなる結果、米国との信頼関係が損なわれるおそれ及び将来の米国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条5号該当性について

本件不開示部分のうち、上記(1)及び別紙に掲げる部分を除く不開示部分には、日米行政協定17条改正交渉に係る資料の公開に至るまでの日本政府部内での協議・検討の過程及びその内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、将来の同種の協議に際しての政府部内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別紙に掲げる部分について

別紙に掲げる部分については、本件対象文書において既に開示されている部分と同旨の又は当該部分から容易に推測できる内容が記載されていると認められる。

したがって、これを公にしても、米国との信頼関係が損なわれるおそれ及び将来の米国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められず、また、今後の政府部内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められないことから、法5条3号及び5号に該当せず、開示すべきである。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、当該部分は開示することとするとの説明があった。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条3号及び5号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙に掲げる部分を除く部分は、同条3号及び5号に該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別紙に掲げる部分は、同条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

文書13の3枚目11行目ないし13行目及び14行目（1文字目ないし4文字目）並びに文書16の1枚目本文7行目（1文字目ないし23文字目）